和歌山市監査委員公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、和歌山市長から定期監査及び財政援助団体監査の結果に基づく措置について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

平成31年2月1日

和歌山市監査委員森田昌伸同上柳野純夫同上尾崎方哉同上薮浩昭

定期監査及び財政援助団体監査結果に基づく 措置の通知に係る公表

平成31年2月1日

和歌山市監査委員

和総第140号 平成31年1月8日 (2019年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市長 尾 花 正 啓

平成29年度定期監査及び財政援助団体監査の結果に伴う措置状況について(通知)

平成29年度定期監査及び財政援助団体監査の結果に基づき講じた措置等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

定期監査結果に基づく措置状況

(監査実施年度:平成29年度)

| 項目 | 監査結果等 | 措置の内容及び状況 | 担当局部課等名 |
|--|--|--|-----------------------|
| 賃貸料の算定 誤りによる過 徴収 | | また、今後同じ誤りをしないよう、ネットワーク上の 共有ファイルに注意書きを記載し情報共有するととも に、人為的ミスを防止するため、エクセルを用いた計算 も併せて行い、再発防止に取り組んでいます。 | 産業交流局 産業部 商工振興課 |
| 納期限の記載 誤りにより、 規則の定めの 期間を超えた 収納 | 行政財産の目的外使用許可に係る使用料(和歌山公園常時土地使用料)の徴収事務において、和歌山市公有財産規則第25条の2では、納付すべき期限を別に指定する場合においては、当該納付すべき期限までの期間は、使用許可をする日から1月を超えてはならないと規定されているが、1月を超える納期限が指定され、収納までに1月を超えた期間を要しているものが見受けられたので、納入通知書において同条に則した納期限を明記されたい。 | 規則第25条の2で定められた適切な納期限を記載しています。課内全体で規則等を再確認し、再発防止に努めています。 | 観光国際部 |

定期監査結果に基づく措置状況

(監査実施年度:平成29年度)

| 項目 | 監査結果等 | 措置の内容及び状況 | 担当局部課等名 |
|---------------------------|--|--|---------------------------------|
| 現金の収納事 務における誤 り | 収納金の払込事務において、和歌山市財務規則第89条第3項では、出納員が直接収納した収納金は、即日又は翌日払込書により指定機関等に払い込まなければならないと規定されているが、払い込むまでに期間を要しているものが見受けられたので、同規則を遵守されたい。 | 遵守し、適切に払い込んでいます。課内全体で規則等を | 産業交流局 観光国際部 和歌山城整備企 画課 |
| | は翌日払込書により指定機関等に払い込まなければなら ないと規定されているが、払い込むまでに期間を要して | 複数人で分担することとし、繁忙期であっても、収納金 | 都市計画部 建築指導課 |
| 郵便切手等、現金に準じるもの管理体制の整備(意見) | において受払台帳の様式や管理、保管方法について明確 | のについて、各課の管理体制の調査を実施し、現状把握を行いました。調査結果を踏まえ、受払台帳への記載内容や管理方法について、今年度中に統一された基準を明文化し、庁内各課に周知します。 | |